



民間事業者のみなさまも、マイナンバーを取り扱います。

平成28年1月以降、マイナンバーはこのように利用されます。



平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払調書作成 など

マイナンバーの取扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーをその内容に含む個人情報の適正な取扱いのために、民間事業者が最低限守るべきことや、より万全な対応が望ましいことを示したガイドラインを特定個人情報保護委員会が作成しました。マイナンバー利用・提供・保管制限や特定個人情報の安全管理の内容・方法について、全従業員への研修などによるガイドラインの理解と遵守の徹底をお願いします。

[ガイドラインのダウンロードはこちら](#)

[特定個人情報保護委員会 検索](#)

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人※には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。
※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません)

[法人番号について詳しくはこちら](#)

[法人番号 国税庁 検索](#)

マイナンバー制度の導入に伴い、さまざまな税務関係書類の様式も変わります。税務・社会保険関係で多くの様式が変わる予定ですので、書類作成の際の業務手順の確認や準備なども必要になります。

源泉徴収票の主な変更点

- 「控除対象配偶者」および「扶養親族」の氏名およびマイナンバーを記載
- 「支払を受ける者」のマイナンバーを記載
- 「支払者」のマイナンバーまたは法人番号を記載

法定調書での主な変更点

- 主に支払者および支払を受ける者のマイナンバーまたは法人番号を記載するようになり、記入欄が追加されます。

事業者がマイナンバーを記載する書類 (参考例)

税分野

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票
- 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書
- 配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書
- 不動産の使用料などの支払調書
- 不動産などの譲受けの対価の支払調書
- 不動産などの売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 給与支払報告書

税務署に提出する法定調書などに、従業員や報酬の支払先などのマイナンバーや法人番号を記載

社会保障分野

- 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届
- 健康保険被扶養者(異動)届
- 国民年金第3号被保険者関係届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業/育児休業等取得者申出書・終了届

健康保険、雇用保険、年金などの手続きの場面で提出を要する書面に、従業員などのマイナンバーを記載